

施策目標個票

(国土交通省2-⑦)

施策目標	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 目標年度に目標の達成が見込まれ、主要な業績指標である業績指標23を含む全指標で、おおむね目標に近い実績を示しており、相当な期間を要さず目標達成が可能であるため。
	施策の分析	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであり、目標達成に向けて着実に進んでいる。
	次期目標等への反映の方向性	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであるが、目標達成に向けて着実に進んでいる。 今後とも道路・河川等との事業間連携、官民協働による効率的・効果的な施策の実施を推進していくこととし、業績指標についても見直しを検討する。

業績指標	区分	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
22 1人当たり都市公園等面積		10.3㎡/人	10.4㎡/人	10.5㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	集計中	B	11.0㎡/人
	年度ごとの目標値								
23 都市空間における水と緑の公的空間確保量(*)		12.8㎡/人	13.3㎡/人	13.6㎡/人	13.6㎡/人	13.9㎡/人	集計中	A	14.1㎡/人
	年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	18,548	19,071	19,391	19,100
補正予算(b)		3,271	2,050	7,164	-	
前年度繰越等(c)		4,510	6,322	5,853	-	
合計(a+b+c)		26,328	27,443	32,408	19,100	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	19,969	21,527			
	翌年度繰越額(百万円)	6,322	5,853			
	不用額(百万円)	37	63			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課(課長 五十嵐 康之)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 2 2

1人当たり都市公園等面積

評 価

B	目標値：11.0㎡/人（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 10.7㎡/人（令和元年度） 初期値：10.3㎡/人（平成27年度）
---	---

（指標の定義）

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものを。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

（目標設定の考え方・根拠）

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を2.0㎡とすることを目標にしているところであり、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012－2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

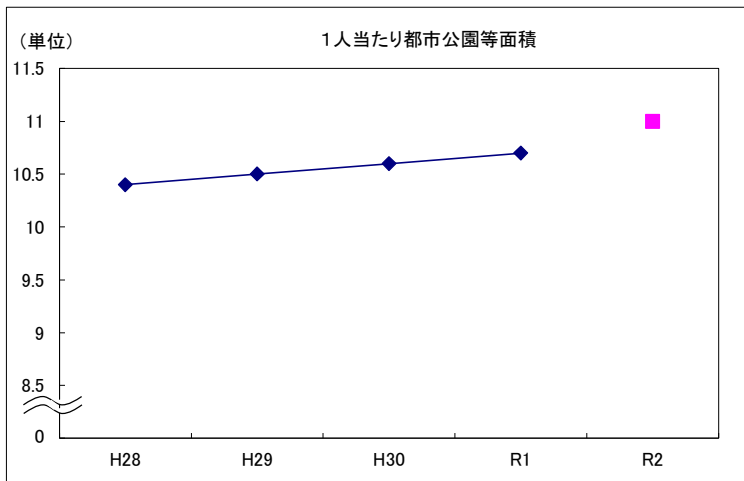
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
10.4㎡/人	10.5㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	集計中	



主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 85億円（令和元年度国費）

国営公園整備費 86億円（平成30年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,713億円、防災・安全交付金13,173億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金532億円の内数（令和元年度国費）

社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれる。目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等の整備を推進した。
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は、過去の実績値（平成30年度約10.6㎡/人、令和元年度10.7㎡/人）から推計すると令和2年度も同程度増加することが見込まれ、前述のとおり、都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B評価とした。その要因として、公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定されることが挙げられる。今後も、都市公園等の整備を推進し、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市の緑を確保していくため、引き続き計画的に都市公園の整備を推進していく必要がある。
- ・今後は、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において目標設定した「都市域における水と緑の公的空間確保量」（都市における都市公園をはじめとした緑地などの面積を都市計画区域人口で除した指標）において、都市公園の整備について把握し、第二次新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日）における、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標に、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）

業績指標 23

都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量*

評価

A	目標値：14.1㎡/人(令和2年度) 実績値：集計中(令和2年度) 13.9㎡/人(令和元年度) 初期値：12.8㎡/人(平成24年度)
---	---

(指標の定義)

都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したものの。

<分母>都市計画区域人口(人)

<分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡)

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

(目標設定の考え方・根拠)

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(平成14年3月27日)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とされているところであり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)「緑地の保全や都市緑化等の推進」
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)「『緑の政策大綱』や市町村が策定する『緑の基本計画』等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日)「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

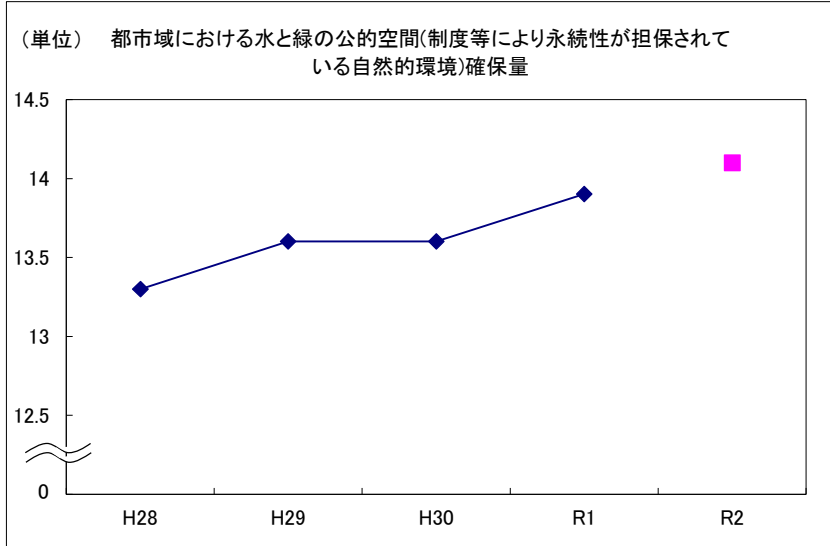
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

- ・地方再生戦略(平成19年11月地域活性化統合本部決定)「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
13.3㎡/人	13.6㎡/人	13.6㎡/人	13.9㎡/人	集計中	



主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備 (◎)

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(奈良県)など国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 8.5億円(令和1年度国費)

国営公園整備費 8.6億円(平成30年度国費)

② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,713億円、防災・安全交付金13,173億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金532億円の内数(令和1年度国費)

社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数(平成30年度国費)

③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)

古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金8,713億円、防災・安全交付金13,173億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金532億円の内数(令和1年度国費)

社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数(平成30年度国費)

④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置(相続税)

相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。

⑤ 相続税評価額の特例措置(相続税)

特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。

⑥ 地価税に係る非課税措置(地価税) ※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止

特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。

⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置(固定資産税)

市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。

⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(相続税)

特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。

⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(固定資産税)

特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置(特別土地保有税)

特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置(相続税)

市民緑地契約に係る市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。

⑫ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置(固定資産税・都市計画税)

緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置(相続税)

農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

- ⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている徴収猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。
- ⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかったもの、特定生産緑地の指定が解除されたものについては、宅地並み評価・宅地並み課税とした上で、激変緩和措置を講ずる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成30年度約127千ha、令和元年度約128千ha）から推計すると令和2年度は約1千ha程度増加することが見込まれ、着実に増加しており、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進した。【都市局】
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、道路緑化を推進した。【道路局】
- ・すべての川づくりにおいて「多自然川づくり」を推進するとともに、湿地の保全・再生等の自然再生事業を推進した。【水局】
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備等を推進した。【水局】
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。【航空局】
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を実施した。【水局】
- ・良好な都市環境形成の観点から、官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁営繕部】

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は、過去の実績値（平成30年度約13.6㎡/人、令和元年度13.9㎡/人）から推計すると目標年度である令和2年度も増加し、目標値の達成が見込まれることから、A評価とした。その要因として急激な都市化等により、水辺や緑地等の自然環境が失われつつあることが挙げられる。今後は、都市公園整備等による水と緑のネットワーク形成等の取組を継続するとともに、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等に取組み、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。
- ・なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、15㎡/人（令和7年度）とする目標を設定したところであり、今後、同計画を踏まえ、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）
 関係課：道路局環境安全・防災課（課長 荒瀬 美和）
 水管理・国土保全局河川環境課（課長 内藤 正彦）
 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 三上 幸三）
 水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 白崎 亮）
 港湾局海洋・環境課（課長 松良 精三）
 航空局航空戦略室（参事官 大塚 大輔）
 住宅局住宅総合整備課（課長 山下 英和）
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 高田 龍）
 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 植木 暁司）